

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の七 施行令第五条の四第一項に規定する合理化に特に効果の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和三十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者、同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。）を含む。）又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）であつて、既に相当程度のエネルギー（法第十条の二第一項第一号に規定するエネルギーをいう。以下この項において同じ。）の使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設（以下この条において「取得等」という。）をするものであること、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及び施行令第五条の四第一項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当することにつき経済産業局長が確認した旨を証する書類（以下この項において「確認書」という。）並びに当該確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとし、同条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、確認書のうち、その取得等をする連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等（法第十条の二第一項第一号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとする。

2 施行令第五条の四第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第二号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第五条の四第二項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和三十四年通商産業省令第七十四号）第四十八条第一項の認定書（当該連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第四十九条第三項の認定書を含む。）

又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

3 施行令第五条の四第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第十条の二第一項第三号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第五条の四第三項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第八十六条第一項の認定書（当該荷主連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第八十七条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の二 施行令第二十七条の五第一項に規定する合理化に特に効果の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七条第三項ただし書に規定する特定事業者、同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者(同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業(同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。))の加盟者(同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。))を含む。)又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者(同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。)であつて、既に相当程度のエネルギー(法第四十二条の五第一項第一号に規定するエネルギーをいう。以下この項において同じ。)の使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設(以下この条において「取得等」という。)をするものであること、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及び施行令第二十七条の五第一項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当することにつき経済産業局長が確認した旨を証する書類(以下この項において「確認書」という。)並びに当該確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとし、同条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、確認書のうち、その取得等をする連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等(法第四十二条の五第一項第一号に規定する工場等をいう。)におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとする。

2 施行令第二十七条の五第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第二号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等(施行令第二十七条の五第二項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。)が記載された同号の認定に係る連携省エネルギー計画(同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。)のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第四十八条第一項の認定書(当該連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第四十九条第三項の認定書を含む。)又はその写し(経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。)を保存することにより証明がされたものとする。

- 3 施行令第二十七条の五第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第三号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第二十七条の五第三項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第八十六条第一項の認定書（当該荷主連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第八十七条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。